

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を重視し、経営環境の急激な変化にも迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立が重要であると考えております。具体的には事業に精通した取締役による意思決定の迅速化及び相互監視に加え、社外取締役及び社外監査役による第三者視点での経営監視機能の強化を図っております。また、役付執行役員制度、本部・事業部制を導入し、効率的な業務執行に努めるとともに、柔軟かつ迅速な業務執行を図るため、代表取締役 社長執行役員を含む業務執行取締役及び執行役員で構成する経営会議を設置しております。同時に株主、投資家の皆様に対し、よりオープンなディスクロージャーを実現するため、体制の整備、拡充に努めております。なお、当社グループは、下記理念を経営の根幹に置き、全ての企業活動の原点としております。

< パーパス >

世界の創造(ワクワク)をデザインする

< スローガン >

創造の喜びを世界にひろめよう

BIGGESTよりBESTになるよう

共感を呼ぶ企業にしよう

< ミッション >

デジタル技術の活用で、より豊かな社会を実現する

< ビジョン >

イメージをカタチに

また、経営理念に沿った事業活動を行うために下記のとおり「行動基準」を定めております。

< 行動基準 >

新たな価値の創造

常にクリエイティブな探究心を持ち、新たな価値を創造することで人々の生活をより豊かにします。

BIGGESTよりもBESTを目指し、健全で持続的な事業発展を通じ企業価値向上に努めます。

自由な発想力と独自性を持って新たな分野へチャレンジを続けます。

グローバルなビジネス展開

常に新たな機会を求め、世界に向けて事業活動を行います。

世界各地の歴史や文化など多様性を尊重し、共生の思想でビジネスを展開します。

世界の人々が暮らしやすい社会を実現するため、地球環境の保全に努めます。

クリーンでオープンな社風の実現

一人ひとりが社会的責任を自覚し、法令及び社会倫理に則り行動します。

一人ひとりが良心に従って公正公平な判断を行い、説明責任を果たすことで信頼を築きます。

いきいきと働きやすい企業風土を全員で育てていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、社会が多様な属性を持った人々から構成されており、多様性を認識、尊重、活用することが不可欠であるとの認識から、既述の「行動基準」にも多様性の尊重、共生の思想でビジネスを展開することを明記しております。グローバル企業として、これまで国籍にとらわれず、当社の経営を担う取締役や執行役員へ外国人を任用していることに加えて、取締役及び部門長・管理職へ女性を任用しております。このように多様な人材が活躍できる環境・制度を以前より推進してきたことから、現時点では測定可能な目標値を設定しておりませんが、今後も中長期的な企業価値の向上に向けて、多様性の維持・促進を図ってまいります。

また、当社(グループ)は、戦略的人事の両輪として「成長戦略をけん引する人財の確保(採用・育成・最適配置)」「多様な個人の自己実現の支援」を掲げており、人材育成や社内環境整備の観点では主に以下を強化してまいります。

次世代リーダーの選抜育成やマネジメント層の計画的後継者育成

多様な人財を活かし組織をけん引できるリーダーの育成

タレントマネジメントやジョブローテーション

「リスキル」を促す教育の支援

多様な働き方を促進する環境整備

なお、補充原則のタイトルは、読みやすさを考慮し、便宜上付しているものです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4政策保有株式】

当社は、上場株式の政策保有を行わない方針です。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、その役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、「取締役会規則」及び「決裁規程」などの社内規程に基づき、所定の承認を要すると定めており、会社及び株主共同の利益を害しないことを審議・確認しております。なお、開示基準に則り、関連当事者間取引については、事業報告、有価証券報告書に開示しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、年金運用に関して知見のある社員を社内管理部門の中から選出して「退職年金資産運用委員会」を設置し、年金資産の安全かつ効率的な運用を図るうえで重要な事項について審議し、取締役会に上程するとともに、必要に応じて外部コンサルタントに助言を求め専門性の補完・向上を図ってまいりました。

2024年度1月からは「確定給付年金制度」を廃止し、すべての企業年金を「確定拠出年金制度」へ移行したため、当社は企業年金の積立金の運用を終了し、当該委員会を解散いたしました。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (i) 経営理念、経営戦略、経営計画：パーパス、スローガン、ミッション、ビジョンは、当社ホームページ及び決算説明資料、開示資料等により開示しております。
- (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針：基本的な考え方を当社ホームページ、有価証券報告書にて開示しております。
- (iii) 取締役の報酬決定にあたっての方針と手続：取締役の報酬決定については、2021年2月の取締役会にて決議された「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に基づき、独立社外取締役を委員長とした指名・報酬委員会を取締役会の諮問機関とし、手続きの公正性・透明性・客観性の維持に努めております。また取締役の報酬等の総額については、当社ホームページ、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。
- (iv) 取締役・監査役候補の指名にあたっての方針と手続：取締役・監査役候補の指名にあたっては、独立社外取締役を委員長とした指名・報酬委員会を取締役会の諮問機関として、「指名・報酬委員会運営規程」に定める選任基準に照らして候補者の適否を議論し、代表取締役・社長執行役員に報告し、代表取締役・社長執行役員はこれを取締役会及び監査役会に候補者の選任議案として上程し、決議の後、株主総会議案としております。なお、独立性については、当社の独立性の基準を当社ホームページにて開示しております。
- (v) 個々の経営陣幹部の選任及び取締役・監査役の指名についての説明：候補者全員の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則3-1 情報開示の充実】

当社は、経営理念のもと、持続可能な社会の実現と企業価値の向上の両立に向けた取組みを加速させるため、「サステナビリティの基本方針」を策定しております。代表取締役・社長執行役員は諮問機関であるサステナビリティ委員会は、サステナビリティに関する活動の方針やマテリアリティ、戦略、ビジネスモデル、KPI等に関する企画立案を主な役割としており、持続的な成長の観点から人的資本や知的財産への投資についても、併せて検討を行うよう体制を整備しております。2023年度は、重要サステナビリティ課題（マテリアリティ）を特定いたしました。今後、中長期的な取組みをロードマップへと展開するとともに、2024年度を初年度とする中期経営計画に反映し、活動を推進してまいります。

気候変動問題については、当社にとってもリスク・機会につながる可能性があると考えており、ガバナンスやリスク管理体制を整備するとともに情報開示の質と量の充実を進めております。

また、当社はパブリックカンパニーとして、法令を遵守し、社会的責任を果たすことは当然の責務であると認識しており、資源の有効活用や環境負荷の低減などのCSR活動に積極的に取り組むとともに、ステークホルダーの皆様と共に企業価値の向上を図るべく、相互信頼関係の構築に努めております。

サステナビリティの基本方針、TCFD提言に基づく気候変動関連情報、CSR活動に関する情報は当社ウェブサイトをご参照下さい。

<https://www.rolanddg.com/ja/about-us/sustainability>

人的資本への投資

グローバルに事業を展開する当社は、グローバル販売網を統括する外国人の取締役及び執行役員を積極的に登用し、世界に広がるお客様や従業員といったステークホルダーの多様な声を集約し、次なる成長に活かすための多様性のある経営体制を構築しております。戦略的人事の方針といたしましては、「成長戦略をけん引する人材の確保（採用・育成・最適配置）」と「多様な個人の自己実現の支援」を両輪としております。「成長戦略をけん引する人材の確保」に向けては、戦略の遂行に重要な役割を担う専門人材やキャリア人材の採用強化はもちろん、次世代リーダーの選抜育成やマネジメント層の計画的育成を図っております。今後は、適切な人材ポートフォリオ（最適配置）のためのタレントマネジメントやジョブローテーションも強化してまいります。「多様な個人の自己実現の支援」に向けては、これまで以上に女性活躍の推進と障がい者、シニア人材の活躍のための取り組みを強化すると同時に、多様な人材を活かし、組織をけん引できるリーダーの育成を強化してまいります。さらに「リスキル」を促す教育の支援、時間や場所にとらわれない多様な働き方の環境を充実させることで、従業員の有するポテンシャルを最大限引き伸ばすことのできる環境づくりを整備してまいります。なお、これらの戦略的人事を実現するために欠かせない従来の人事管理業務の効率化、人材情報の見える化などのためのシステム投資も積極的に行ってまいります。

知的財産への投資

当社が事業ポートフォリオの転換を成し遂げ、更なる成長を図るためには、知的財産の活用・投資が不可欠であると考えております。特に、環境に配慮したインクの開発、コネクテッドサービスの拡充、Co-Creation活動の推進、医療現場の安全安心を担保するトレーサビリティや病院経営の効率化を図るシステムの確立、当社独自の生産方式であるデジタル屋台システムの販売等に積極的に投資し、新市場の創造を図っております。

【補充原則4-1 経営陣に対する委任範囲の明確化】

当社は、法令により定められた事項及び重要事案として取締役会で決議すべき事項及び執行状況についての報告事項については「取締役会規則」に、業務執行取締役の権限については「職務権限規程」等の社内規程に定めております。経営陣等に対する委任範囲については、「決裁規程」等の社内規程に具体的定めを置いております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、当社ホームページに開示しております。人選にあたっては、東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準を満たすとともに、多様性を重視し直接会社経営に関与した経験、専門性、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待でき、かつ、取締役会への出席が可能な人物を選任するよう努めております。

（社外役員の独立性に関する基準 <https://www.rolanddg.com/-/media/corporate/ir/about-us/management/corporate-governance/pdf/standards-concerning-independency-ja.pdf>）

【補充原則4-10 指名委員会・報酬委員会の権限・役割等】

当社は、独立社外取締役を3名選任しておりますが、取締役会の過半数には達していません。そのため、経営陣幹部・取締役の処遇に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に資するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。また、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備えるために、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるよう委員会が提案を行うことを指名・報酬委員会運営規程で定めております。

【補充原則4-11 取締役会の多様性に関する考え方の開示】

当社の取締役の選任に関する方針・手続きについては、原則3-1(iv)に記載のとおりであり、当社の取締役会は、定款で定められた定員10名以下の枠内で選任しております。取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、各取締役全体としての知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを作成し適切な事業運営ができるように十分考慮しております。また独立社外取締役の他社での経営経験については、指名・報酬委員会における取締役選任の基準を定め、経験を有する者を含めることとしております。スキル・マトリックスについては定時株主総会のプレゼンテーション資料にて、他社での経営経験については定時株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-11 兼任状況の開示】

当社の社外取締役及び社外監査役については、株主総会・取締役会を始めとする諸会議に、原則、直接会議出席すること・できることを選任項目の一つとし、議論を多面的かつ活発に行い、取締役会を有効に機能させるための仕組みの強化に努めております。また、他社での役員兼任については、業務執行取締役は取締役会での決議事項とし、社外取締役(非業務執行取締役)は、事前に代表取締役 社長執行役員へ書面をもって通知し、直近に開催される取締役会に報告することとしております。また、社外取締役の上場会社役員兼務数の上限を5社以内とし、これを上回る場合は、取締役会決議といたします。なお、現在の兼任状況及び出席状況は、極めて高い出席率であることから、合理的な範囲にとどまっていると認識しております。現在の出席状況は、株主総会招集通知にて、兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書にて毎年開示しております。

【補充原則4-11 取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要の開示】

当社は、取締役及び監査役に対して、取締役会事務局が取締役会の実効性についてアンケートを実施し、結果については、取締役会に報告し、より実効性のある取締役会とするための改善策について議論のうえ、必要に応じて改善を行ってまいります。なお、アンケート結果を踏まえ、取締役会全体としての実効性が大きな問題なく担保されていると評価しております。

【補充原則4-14 トレーニング方針の開示】

当社の取締役及び監査役に対しては、取締役及び監査役として期待される役割・責務を適切に果たすことを目的として、必要に応じ、下記趣旨に則り外部講師等による研修会を適時開催する方針です。

- 新任役員に対して事業・財務・組織等必要な知識を習得する機会を設ける
- 社外役員に対して事業内容及び経営課題につき共有とその理解を深める機会を設ける
- その他、責務を果たすために必要な知識等を習得する機会を設ける

【原則5-1 株主との対話に関する方針】

当社は、機関投資家及び個人投資家との対話については、合理性を判断しつつ前向きに対応しております。また、「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針」を定め、当社ホームページに開示しております。(株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針 <https://www.rolanddg.com/-/media/corporate/ir/about-us/management/corporate-governance/pdf/policy-for-constructive-dialogue-with-shareholders-ja.pdf>)

なお、補充原則のタイトルは、読みやすさを考慮し、便宜上付しているものです。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,501,500	12.19
TAIYO HANEI FUND, L.P.	891,700	7.24
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227	852,400	6.92
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	736,000	5.97
TAIYO FUND, L.P.	439,300	3.57
富岡 昌弘	326,900	2.65
RE FUND 107-CLIENT AC	266,019	2.16
ローランドディー・ジー・社員持株会	244,825	1.99
富国生命保険相互会社	160,000	1.30
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	157,030	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

岡田 直子	他の会社の出身者																			
ブライアン・K・ヘイウッド	他の会社の出身者																			
笠原 康弘	弁護士																			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細窪 政			<p>(社外取締役選任の理由)</p> <p>細窪政氏は、長年にわたり会社経営ならびに投資の専門家として、企業への投資や企業買収、会社設立に携わり、豊富な経験と高い見識を有しております。この見識を企業経営全般に活かし、取締役会の透明性の確保及び監督機能の強化のため、独立性をもって経営の助言と監視を行うことに適任であると判断し、社外取締役に選任しております。</p> <p>(独立役員指定の理由)</p> <p>当社が定める社外役員の独立性に関する基準の要件を充たし、東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしていますので、当社は、同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。</p>
岡田 直子			<p>(社外取締役選任の理由)</p> <p>岡田直子氏は、長年にわたり会社経営ならびに企業広報の専門家として実務に携わり、豊富な経験と高い見識を有しております。この見識を企業経営全般に活かし、取締役会の透明性の確保及び監督機能の強化のため、独立性をもって経営の助言と監視を行うことに適任であると判断し、社外取締役に選任しております。</p> <p>(独立役員指定の理由)</p> <p>当社が定める社外役員の独立性に関する基準の要件を充たし、東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしていますので、当社は、同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。</p>
ブライアン・K・ヘイウッド		ブライアン・K・ヘイウッド氏がCEOを務めるTaiyo Pacific Partners L.P.は当社の株主であり、同法人と当社との間には、経営戦略、事業戦略に関する助言・提案等を目的としたアドバイザー契約を締結しております。なお、取引額の割合は、当社及び同法人の連結売上高においていずれも1%未満であり、アドバイザー契約の役務は同法人の異なる従業員から提供を受けております。	<p>(社外取締役選任の理由)</p> <p>ブライアン・K・ヘイウッド氏は、30年以上にわたる日本市場での経験を持ち、会社経営ならびに投資の専門家として日本企業の変革や成長を支援してきた豊富な経験と高い見識を有しております。当社につきましても、18年以上にわたり友好的な株主として経営を支援いただくとともに、企業価値向上に貢献いただいております。この見識を企業経営全般に活かしていただくとともに、株主投資家視点を経営に取り入れることで企業価値向上に貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。</p>

笠原 康弘	笠原康弘氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間に法律事務の委任に関する契約に基づく取引関係がありますが、取引額の割合は、当社及び同法律事務所の連結売上高において、いずれも1%未満であり、当社が定める社外役員の独立性の基準である2%未満を満たしております。なお、法律顧問としての役務は、同事務所の異なる弁護士から提供を受けております。	(社外取締役選任の理由) 笠原康弘氏は、長年にわたり国際弁護士として企業法務事に携わり、その豊富な経験と高い見識を有しております。同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、この見識を企業経営全般に活かし、取締役会の透明性の確保及び監督機能の強化のため、独立性をもって経営の助言と監視を行うことに適任であると判断し、社外取締役に選任しております。 (独立役員指定の理由) 当社が定める社外役員の独立性に関する基準の要件を充たし、東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしていますので、当社は、同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	0	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	0	3	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会運営規程に基づき、運営しております。
また、各委員は、取締役会の決議を経て決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人から監査計画の説明、監査結果の報告を受け、必要に応じて相互に意見や情報の交換を行っております。内部監査につきましては、代表取締役 社長執行役員直属の組織として監査室を設置しており、内部統制及び内部監査の結果を取締役会において報告すると共に、監査役と監査室とは、監査計画の策定等において相互連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。監査室、監査役並びに会計監査人の三者は、原則年2回合同の会議を開催し、互いに連携しながら各々の立場に立った監査業務を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本田 光宏	学者													
井熊 芽久美	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本田 光宏			<p>(社外監査役選任の理由)</p> <p>本田光宏氏は、長年にわたり国際税務の実務に携わり、豊富な現場経験と実績を有し、国際税務に関する専門的見識と経験を有するとともに、アカデミックな分野での経験も豊富に有しております。当社の監査役としての経験も8年有しており、引き続き客観的で中立的な監査をしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p>(独立役員指定の理由)</p> <p>当社が定める社外役員の独立性に関する基準の要件を充たし、東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしていますので、当社は、同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が社外監査役を務めるユアサ商事㈱は、当社との間に製品・商品等の販売の取引関係がありますが、取引額の割合は、当社及び同法人の連結売上高においていずれも1%未満です。</p>
井熊 芽久美			<p>(社外監査役選任の理由)</p> <p>井熊芽久美氏は、長年にわたり公認会計士として会計監査の実務に携わり、豊富な専門知識、現場経験と実績を有しております。この見識を基に、客観的で中立的な監査の遂行に適任と判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p>(独立役員指定の理由)</p> <p>当社が定める社外役員の独立性に関する基準の要件を充たし、東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしていますので、当社は、同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

「社外役員の独立性に関する基準」を設け、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	その他
-------------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

詳細は「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご覧ください。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

(1)役員報酬の内容

取締役の年間報酬総額 6名 159百万円(うち社外取締役3名 19百万円)

監査役の年間報酬総額 5名 45百万円(うち社外監査役3名 14百万円)

上記は、第43期(2023年1月1日～2023年12月31日)における支給人員並びに支給額を記載しており、2023年3月24日開催の第42期定時株主総会の終結の時をもって退任した1名を含み、無報酬の社外取締役1名を除いております。

(2)監査報酬の内容

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 63百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

以下は2023年12月31日時点の方針であり、第43期(2023年1月1日～2023年12月31日)に適用しております。第44期以降に適用する当該方針につきましては、下記「4.業績連動型株式報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針」に記載の業績連動型株式報酬制度が期限到来に伴い終了したことを受け、別途検討を重ねているため、提出日時点では未定としております。

当社の役員報酬は、固定報酬、役員賞与及び業績連動型株式報酬で構成されております。

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しており、2022年3月24日付の役付執行役員制度導入に伴い、2022年2月24日開催の取締役会において改定しております。

また、取締役の報酬等は、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会における答申内容を踏まえて代表取締役 社長執行役員が決定した役員等報酬基準案を取締役会が決議することにより定められることから、取締役会は、取締役の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。
決定方針の内容は以下のとおりです。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績及び株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬、役員賞与及び業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととしております。

また外国籍の取締役に關しては職責に加え、出身国の報酬水準を踏まえた水準としております。

2.固定報酬額の決定に関する方針

(1)総額の決定方針

取締役の固定報酬に關しては、取締役会が、委員の過半数を独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会における協議の内容を踏まえ、4月から翌年3月までの固定報酬の総額を決定しております。

(2)個人別の決定方針

各取締役に支給する固定報酬の額については、取締役会決議に基づき代表取締役 社長執行役員にその決定を委任するものとし、代表取締役 社長執行役員は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、役員等報酬基準に基づき、役位、職責を考慮して決定しております。なお、役員等報酬基準は、指名・報酬委員会からの答申内容を踏まえて代表取締役 社長執行役員が決定した役員等報酬基準案を取締役会が決議することにより定められております。固定報酬については、月次で支給するものとしております。

3.役員賞与の決定に関する方針

(1)総額の決定方針

支給総額の決定に際しては、株主総会で承認されている固定報酬及び役員賞与合計の額300百万円を超えないこと、かつ役員賞与支給規程に定める数値基準(役員賞与合計は、開示されている連結業績見通しにおける営業利益の2%、当期純利益の3%を上限とする)に適合していることを条件としております。なお、役員賞与支給規程に基づき、決算確定前に下記の一つに該当した場合、役員賞与は支給しないものとしております。

連結決算で営業利益あるいは純利益が赤字の場合

期初開示されている連結業績見通しに対して下記数値基準を超えて下回った場合

売上高 30%

営業利益、経常利益、当期純利益 50%

前2号に該当しない場合でも、代表取締役 社長執行役員が支給の見送りを決めた場合

役員賞与を支給する場合は、事前に取締役会にて承認を得るものとしております。

(2)個人別の決定方針

各取締役に支給する賞与の額については、役員賞与支給規程に基づき、当該事業年度の営業利益に役位別係数を掛けた額としております。ただし、総額の上限を超える場合、枠内に収まるよう役位別係数を案分して調整するものとしております。賞与は当該事業年度に係る定時株主総会終了後1ヶ月以内に支給するものとしております。

4.業績連動型株式報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針

業績連動型株式報酬制度は、対象期間を2019年1月1日より開始される事業年度から5事業年度とする株式給付信託としております。

当該制度においては、対象の取締役に對し、株式給付規程(役員向け)に基づき、役位に応じた基本ポイントに連結売上高(成長性)、連結営業利益(収益性)及びROE(経営効率性)の目標値に対する達成度合い並びにウェイト(30%:40%:30%)に応じた係数を乗じて算出されるポイント(株数)を付与し、当該取締役が当社及び当社の関連会社の役員又は使用人その他の従業員のいずれの地位も有しなくなったときに、保有するポイント数に応じた当社株式(ただし、当社株式を給付できない場合には、当該株式の処分によって得られた金銭から費用を控除した後の金銭)を給付するものとしております。なお、達成率が80%未満の業績連動指標が一つでも生じた場合、その年のポイントは付与しないとしております。

5.報酬等の種類ごとの割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬基準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討することとしております。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の報酬等の内容を決定することとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、KPIを100%達成の場合、以下のとおりとしております。

役位 固定報酬 役員賞与 業績連動型株式報酬

業務執行取締役 35% 35% 30%

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制に關して、社外取締役から要請があった場合、対応する体制をとっております。

当社の事業領域や社内で使用する独自の用語等が理解できるよう定期的に社外取締役へ情報を提供し、会議等で活発な議論ができるようにサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)当社は、経営の健全性、透明性、効率性を重視し、経営環境の急激な変化にも迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立が重要であると考えております。具体的には事業に精通した取締役による意思決定の迅速化及び相互監視に加え、社外取締役及び社外監査役による第三者視点での経営監視機能の強化を図っております。また、役付執行役員制度、本部・事業部制を導入し、効率的な業務執行に努めるとともに、柔軟かつ

迅速な業務執行を図るため、代表取締役 社長執行役員を含む業務執行取締役及び執行役員で構成する経営会議を設置しております。同時に株主、投資家の皆様に対し、よりオープンなディスクロージャーを実現するため、体制の整備、拡充に努めております。

(2)当社は、監査役制度を採用しております。なお、取締役会等の会社の主要な機関の内容は、次のとおりです。

取締役会

取締役6名(うち社外取締役4名)で構成される取締役会は、毎月1回以上開催され、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

経営会議

代表取締役 社長執行役員を含む業務執行取締役、執行役員で構成される経営会議は、原則として月1回開催され、執行役員による経営課題の解決策の検討、業務執行報告を通じ、執行役員の業務執行を監督しております。

監査役会

監査役3名(うち社外監査役2名)で構成される監査役会は、原則年7回以上開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議し、又は決議しております。更に、必要に応じて監査役間の情報の共有や意見交換等の場を設け、監査意見の形成に資するとともに監査の実効性を高めております。

また、監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会や経営会議のほか、社内の重要な会議にも出席し、取締役の職務執行における監督の強化に努めているほか、各事業所、子会社への往査等を実施しております。

指名・報酬委員会

社外取締役3名で構成される指名・報酬委員会は、委員長の招集によって開催されます。取締役会の諮問機関として、各事業年度1回以上開催され、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、当社のコーポレートガバナンスの充実に努めております。

(3)内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役 社長執行役員直属の組織として監査室を設置しており、年度の内部統制及び内部監査の結果を取締役会において報告するとともに、監査役と監査室とは、監査計画の策定等において相互連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

監査役監査の状況につきましては、上記(2)に記載のとおりです。監査役は、会計監査人から監査計画の説明、監査結果の報告を受け、必要に応じて相互に意見や情報の交換を行っております。また、監査役と監査室とは、監査計画の策定等において相互連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

なお、常勤監査役である長野直樹氏は、長年にわたる金融機関での業務経験と、当社での経営企画業務、経理業務及び欧州子会社取締役社長の経験を有しております。社外監査役である本田光宏氏は、国際税務に関する豊富な経験を有しております。また、同じく社外監査役である井熊芽久美氏は長年にわたる公認会計士としての業務経験を有しております。3名共、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツ及びその業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はなく、連絡を密にして常に適切なアドバイスを受ける体制を採っております。また、重要な連結子会社のうち海外の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の者(所在国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者)の監査(会社法又は金融商品取引法に相当する所在国の法令の規定によるものに限る)を受けています。なお、当期の会計監査につきましては、指定有限責任社員・業務執行社員である公認会計士中安正氏、豊泉匡範氏が業務を執行しております(継続監査年数につきましては、7年以内であるため、年数の記載は省略しております)。監査業務の補助を、公認会計士11名、その他20名が行っております。

監査室、監査役並びに会計監査人の三者は、原則年2回合同の会議を開催し、互いに連携しながら各々の立場に立った監査業務を行っております。

(4)会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引先関係その他の利害関係の概要

社外取締役であるブライアン・K・ヘイウッド氏は、当社の株主であるTaiyo Pacific Partners L.P.のCEOとローランド株式会社社外取締役を兼務しております。当社とTaiyo Pacific Partners L.P.は、経営戦略、事業戦略に関する助言・提言等を目的としたアドバイザー契約を締結しておりますが、アドバイザー契約の役務は同法人の異なるメンバーから提供を受けております。ローランド株式会社は、当社の株式を保有するとともに、製品開発における設備利用等の取引があります。

社外取締役である笠原康弘氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間に法律事務の委任に関する契約に基づく取引関係がございますが、同事務所の異なる弁護士から提供を受けております。

社外監査役である本田光宏氏は、ユアサ商事株式会社の社外監査役であり、当社と同社との間には製品・商品等の販売の取引関係があります。また、その他の社外取締役及び社外監査役が、現在あるいは過去において役員、あるいは使用人であった会社等と当社との人的関係、資本関係又は取引先関係その他の利害関係はありません(「過去」については、証券取引所の定める「属性情報の確認の範囲」に従い直近10年間としております)。

(5)社外取締役及び社外監査役が会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針及び選任状況に関する考え方、社外取締役及び社外監査役と内部統制部門及び監査との連携

社外取締役である細窪政氏は、会社経営及び投資家としての知識と経験を、岡田直子氏は、会社経営及び企業広報の専門家としての知識と経験を、笠原康弘氏は、長年にわたり国際弁護士として企業法務事に携わり、その豊富な経験と高い見識をそれぞれ企業経営全般に活かし、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化のため、独立性をもって経営の監視と助言を行うことが期待できると考えております。

さらにブライアン・K・ヘイウッド氏は、会社経営及び投資の専門家としての知識と経験を有しており、株主・投資家の立場として企業経営全般への助言を通じ、企業価値向上への貢献が期待できると考えております。

また、社外監査役2名は、上記2.(2)及び上記3.に記載のとおり、常勤監査役と協力し、会計・税務の専門知識を基に広く企業経営全般に対し、独立した立場から、客観的で中立的な監査を遂行できると判断しております。

以上から、当社の企業統治において社外取締役及び社外監査役が果たすべき機能及び役割は、現状の体制で確保されていると考えております。なお、当社は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たした「社外役員の独立性に関する基準」を定め、インターネット上の当社ホームページに掲載しております(<https://www.rolanddg.com/-/media/corporate/ir/about-us/management/corporate-governance/pdf/standards-concerning-independency-ja.pdf>)。

当社は、社外取締役のうち細窪政氏、岡田直子氏及び笠原康弘氏の3名及び社外監査役2名が当該基準を満たしており、独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として届出ております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレートガバナンス体制の概要)」-1.に記載のとおりです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案の十分な検討時間を確保するため、法定の招集通知の発送日以前に発送するほか、発送前に招集通知を当社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、早期開催に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使制度を導入し、株主の議決権行使の利便性向上に努めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家が議決権行使に際して十分な検討期間を確保できるよう、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。また、上記早期発送やインターネット等の議決権行使制度に加え、招集通知を発送前に当社ホームページに掲載しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知(狭義の招集通知及び株主総会参考書類のみ)を作成し、当社ホームページに掲載しております。
その他	招集通知、決議通知、株主総会の模様を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	下記「IR資料のホームページ掲載」のとおり、当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	不定期ではありますが、2023年は7月にオンラインで、9月には対面のIRフェアに出展し、個人投資家向けに会社説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家及び証券アナリスト向け決算説明会を四半期毎に実施し、代表者による説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	不定期ではありますが、海外の機関投資家とビデオ又は電話で個別IRミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR専用のページ(https://ir.rolanddg.com/ja/ir.html)を設置しております。 決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、株主通信、アニュアルレポート、財務・業績情報、IRカレンダー、ディスクロージャーポリシー、株主総会の招集通知・総会の報告などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する専任部署を設け、IR活動の充実に努めております。	
その他	上記IR活動に加え、直通電話やIR問合せメールの窓口など投資家が問合せしやすい環境の整備に努めております。 IRメール配信を行っており、メールアドレスを登録いただいた方に、ニュースリリースや決算情報などのIRに関する新着情報をメール配信しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境を重視した製品開発、生産作業工程の整備により、化学物質による汚染の予防、排出物や電力消費の削減に取り組んでおり、効果を見せているほか、事務部門においても資源の有効活用、再利用に注力し、全社規模で環境保全活動に取り組んでおります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

ディスクロージャーポリシーに則り、速やかな情報開示に努めております。また、「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針」を定め、当社ホームページに掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 企業活動における基本方針

当社グループ(当社及び子会社をいう)は、下記理念を経営の根幹に置き、全ての企業活動の原点とする。

< パーパス >

世界の創造(ワクワク)をデザインする

< スローガン >

創造の喜びを世界にひろめよう

BIGGESTよりBESTになるよう

共感を呼ぶ企業にしよう

< ミッション >

デジタル技術の活用で、より豊かな社会を実現する

< ビジョン >

イメージをカタチに

(2) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守することを、行動基準・コンプライアンス規程等により定め、コンプライアンスについて当社の役職員へ啓蒙する。当社グループは、展開する国・地域の法令等に基づき、その規模や業態に応じたコンプライアンス体制を整備する。

当社グループは、内部通報制度を整備し、法令等違反の早期発見・是正及び通報者の保護に努める。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理責任者を取締役会にて選任する。また、リスク管理責任者は、当社のリスクマネジメント体制の統括管理を行い、取締役会及び最高責任者に定期的に報告及び提案する。

当社は、子会社よりリスクマネジメントについて定期的に報告を受ける体制を構築し、グループ全体のリスクマネジメントに関わる事項については、当社のリスクマネジメント事項として対応する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、連結ベースの経営方針・目標を定め、業務執行取締役及び執行役員が経営方針を基に策定する方針を通じて、当社グループ内に周知する。

取締役会において、取締役の職務の執行状況を相互に確認する。また、柔軟かつ迅速な業務執行を図るため、代表取締役・社長執行役員を含む業務執行取締役及び執行役員で構成する経営会議を設置し、執行役員が経営課題の解決策の検討、業務執行の状況などを報告する。

当社グループの規模や展開する国・地域の法令等に基づき、意思決定や権限等に関する体制を整備する。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程等に基づき、取締役会等の重要な会議の議事録や決裁書等の取締役の職務の執行に係る重要な書類を適切に管理する。

当社は、取締役及び監査役が重要会議資料等を適宜閲覧できる体制を整備する。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制、及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理に関する規程を定め、子会社から経営状況の報告を受け、業績及び重要事項に関しては、取締役会に報告する。

当社は、子会社の事業内容や規模に合わせて当社取締役等を主要な子会社に取締役として派遣し、経営の監督を行う。また、重要な経営事業について検討するため、主要な子会社の経営諮問機関を設置し、当社取締役等を派遣する。

当社グループにおける財務報告の適正性を確保するために必要な体制の整備を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社取締役は、監査役及び監査役会より補助すべき使用人を置く要請があった場合、人事異動・人事評価・兼任等について協議し、独立性を確保する。

監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役等又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役への報告に関する体制

監査役に対して、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、法令、定款に違反する重大な事項が発生、若しくは発生する可能性がある場合、速やかに報告する。

当社グループの内部監査の実施状況、内部通報制度の運用状況等を監査役に報告する。

監査役は監査役監査基準に基づき、取締役会等の重要な会議へ出席する。

(9) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、報告をした当社グループの役職員を保護し、不利益取扱いを禁止する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が適切な監査を行うために必要となる監査費用を支弁する。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会規則及び監査役監査基準に基づき適正に監査し、取締役及び使用人は、監査役の監査に協力する。
監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対しては毅然たる態度で一切関係を持たず、いかなる取引も行わないことを基本方針とする。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、コンプライアンス規程において、反社会的勢力への対応についての基本方針を定め、全役職員の遵守事項として周知するとともに、総務部長を不当要求防止統括責任者に任命し、反社会的勢力との関係の遮断に取り組む。

当社は、外部の専門機関等と緊密な関係を保ち、情報収集や反社会的勢力から不当要求があった場合に対応支援を受ける体制を維持する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

(1)適時開示に対する考え方

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を重視し、経営環境の急激な変化にも迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立が重要であると考えております。金融商品取引法をはじめとした関係諸法令、東京証券取引所の適時開示規則を遵守し、ディスクロージャーを通して一層の経営の健全性、透明性を高め、株主、投資家の皆様の信頼を獲得すべく社内体制の整備、拡充に努めてまいります。

(2)社内体制の状況

インサイダー情報の管理・取扱い

当社のインサイダー情報の管理、取扱いに関する業務は、株式実務担当部門及び情報取扱部門である総務部が行っております。重要事実の機密保持、伝達、公表の方法及び重要事実の判定等に関しましては、社内規程である「インサイダー取引防止規程」に定め、運用しております。

当社に係る情報

a.決定事実に関する情報

事前に取締役会の議案に関し、東京証券取引所の適時開示規則に照らし、開示の必要性について情報取扱部門である総務部を中心に関係部署も交え検討しております。

開示が必要な事実に関しては取締役会の機関決定後、速やかに開示しております(原則として当日)。

b.発生事実に関する情報

関係部署、役職員は、重要な事実が発生した場合並びに重要な事実を知った場合は、速やかに情報取扱部門(総務部)に報告いたします。

情報取扱部門を管掌するコーポレート本部長は、代表取締役 社長執行役員に報告の上、東京証券取引所の適時開示規則に照らし、開示の必要のある事実に関し、速やかに開示しております(発生を認識後、速やかに)。

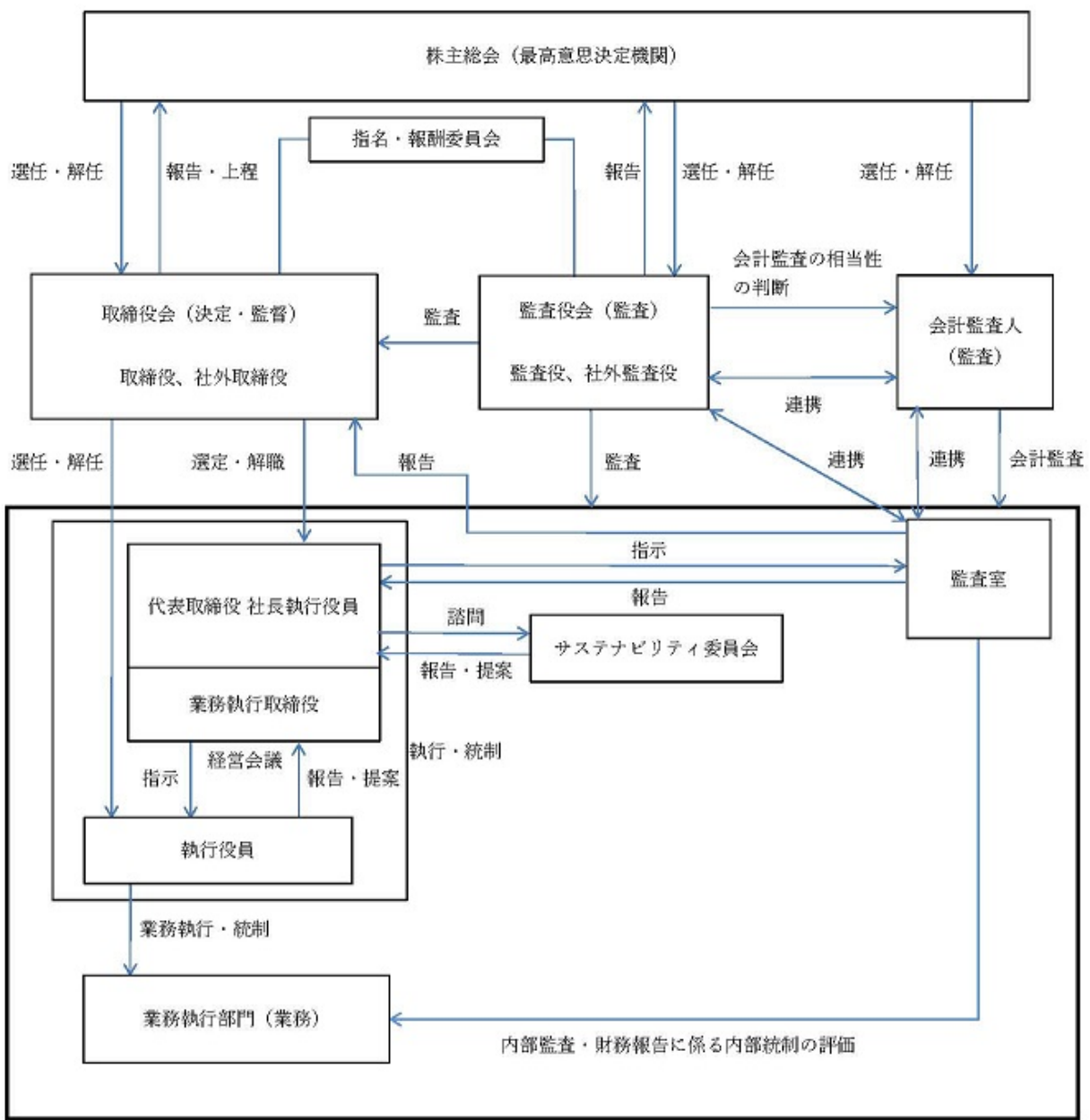
c.決算に関する情報

決算に関する業務は財務経理部が主に担当し、開示は総務部が統括しており、取締役会による承認手続きを経て、当日開示しております。

子会社に係る情報

社内規程に定める「関係会社管理規程」に基づき子会社は、主要な事項に関し必要に応じ、事前に当社取締役会若しくは子会社の経営諮問会議、当社コーポレート本部長の承認を得ることとなっております。また、子会社管理の主管部門は経営企画部が担当しており、把握した重要事実については当社に係る発生事実の対応に準じて東京証券取引所の適時開示規則に照らし、開示の必要のある事実に関し、速やかに開示しております(入手後、速やかに)。

ただし、子会社の決算に関する情報については財務経理部が統括しております。



適時開示体制図

